

各都道府県税制担当課 } 御中
各都道府県市町村担当課 }

総務省自治税務局企画課

民法（債権法）の改正に伴う地方税法の改正等について

地方税法（昭和25年法律第226号）の総則において準用している民法（明治29年法律第89号）の規定について、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により改正され、令和2年4月1日から施行することとされています。また、この改正（以下「民法改正」という。）に伴い、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号。以下「整備法」という。）により地方税法について所要の改正が行われ、同日から施行することとされています。

これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、各地方団体の税務担当課におかれましては、御留意の上、適切な対応をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 民法改正のうち地方税法の改正に関連する改正事項について

民法改正の改正事項は多岐にわたるが、このうち特に整備法による地方税法の改正に関連するものは、以下のとおりである。

- (1) 連帯債務の絶対的効力事由が削減されたこと（改正前の民法（以下「旧民法」という。）第434条等）。
- (2) 消滅時効の中断事由について、中断事由ごとにその効果に応じて完成猶予事由と更新事由に振り分けられたこと（改正後の民法（以下「新民法」という。）第147条等）。
- (3) 債務者の責任財産の保全のための制度（債権者代位権及び詐害行為取消権）について、ルールの明確化・合理化が図られたこと（新民法第3編第1章第2節第2款及び第3款）。

(参考) 民法改正の概要 (整備法による地方税法改正の関連部分)

(1) 連帯債務に関する見直し

従前、連帯債務者の1人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生じ(旧民法第434条)、また、連帯債務者の1人についての免除、消滅時効の完成は、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者にも効力が生ずる(旧民法第437条及び第439条)とされていた(絶対的効力事由)。

しかしながら、旧民法がこれらを絶対的効力事由とした結果、連帯債務者の1人について生じた事由によって他の連帯債務者の権利関係が知らないうちに変動する、債権者の意図するところではない部分にまで効力が及ぶといった課題が生じていた。

そこで、民法改正により、連帯債務者の1人について生じたこれらの事由は原則として他の連帯債務者に対してその効力を生じない(相対的効力事由)こととされた。ただし、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従うものとされた(新民法第441条)。

(2) 消滅時効に関する見直し

従前、時効の「中断」制度が複雑で分かりづらいという課題があったため、その効果を「完成猶予」と「更新」(新たな時効の進行)に分類して整理するとともに、時効の「停止」についても併せて「完成猶予」として整理された(新民法第147条～第154条)。

また、天災等による時効の完成猶予(現行：停止)の期間を2週間から3か月に見直す等の改正が行われた(新民法第161条等)。

(3) 債務者の責任財産の保全のための制度

債権者代位及び詐害行為取消の制度については、従前、そのルールが判例によって形成されていたところ、法律上明確化・合理化する改正が行われた(新民法第3編第1章第2節第2款及び第3款)。

なお、民法改正の具体的な内容については、法務省ウェブサイト (http://www.moj.go.jp/MI/NJI/minji06_001070000.html) に掲載されている資料等を参照されたい。

2 民法改正に伴う地方税法の改正について

民法改正に伴う地方税法の一部改正の概要及びその留意事項は、以下のとおりである。(整備法第110条及び第111条)

(1) 第10条(連帯納税義務) 関連

地方税法第10条では、地方団体の徴収金に係る連帯納税義務について、民法の連帯債務の規定を準用することとしているところ、民法改正後も引き続き民法の規定を準用するよう、引用条項の改正を行っていること。

経過措置として、令和2年4月1日前に生じた整備法による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)第10条に規定する連帯納付義務又は連帯納入義務については、なお従前の例によることとしていること。

旧民法では、連帯債務者の1人に対する債務の履行の請求、免除等は他の連帯債務者にも効力が生じるもの（絶対的効力事由）とされていたが、民法改正により、原則として他の連帯債務者に対しその効力を生じないもの（相対的効力事由）に改められていることから、地方税に係る事務についても、民法改正の趣旨を踏まえ、適切に対応されたいこと。

なお、新民法の原則に対する例外として新民法第441条ただし書の規定を準用する必要がある場合も含め、別紙の点に留意されたいこと。

また、税額の確定処分として行う納税の告知又は更正、決定及び差押えの前提要件としての督促については、旧民法第434条の規定は準用されず、各連帯納税義務者に対して行わなければその効力が生じないものであり、民法改正後も同様であること。

（2）第18条の2（時効の中断及び停止）関連

地方税の徴収権の時効の中断及び停止については、地方税法第18条第3項において、地方税法第1章第11節第2款（消滅時効）に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用することとした上で、地方税法第18条の2において別段の定めをしているところ、同条について、民法改正を踏まえ、中断・停止概念を、「完成の猶予」と「更新」に整理する改正を行っていること。

経過措置として、令和2年4月1日前に旧地方税法第18条の2第1項又は第5項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例によることとしていること。

（3）第20条の7（債権者の代位及び詐害行為の取消し）関連

地方税法第20条の7では、地方団体の徴収金の徴収について、民法の債権者代位権及び詐害行為取消権の規定（旧民法第423条及び第424条）を準用しているところ、民法改正において明確化・合理化されたこれらの規定に関するルールについても準用するよう、引用条項の改正を行っていること。

経過措置として、令和2年4月1日前に納税者又は特別徴収義務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例によることとしていること。また、令和2年4月1日前に納税者又は特別徴収義務者が地方団体を害することを知ってした法律行為に係る詐害行為取消権については、なお従前の例によることとしていること。

(別紙) 連帯納税義務者の1人に対する地方税の督促、減免等について

整備法による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第10条(連帯納税義務)において準用する新民法第441条(相対的効力の原則)の規定により、連帯納税義務者の1人について生じた事由は、原則として他の連帯納税義務者に対してその効力を生じないこととされたところ、新地方税法の運用については、以下の点に御留意いただき、今般の民法改正が行われた趣旨等を十分に踏まえて適切に対応されたい。

① 民法改正前の連帯納税義務

地方団体の徴収金に係る連帯納税義務者の1人に対して地方税の督促や減免を行った場合又は連帯納税義務者の1人について時効が完成した場合には、旧地方税法第10条(連帯納税義務)において準用する旧民法第434条(連帯債務者の1人に対する履行の請求)、第437条(連帯債務者の1人に対する免除)又は第439条(連帯債務者の1人についての時効の完成)の規定により、これらの事由の効力は、他の連帯納税義務者にも生じることとされていた。例えば、固定資産税の減免であれば、固定資産の共有者のうち1人に対し当該固定資産に係る固定資産税の減免を行った場合には、他の共有者についても、当該減免を受けた者の負担部分について固定資産税の額が減免されることとされていた。

(例) A, B, C, Dが共有する土地(持分:1/4ずつ)に係る固定資産税の額が100万円である場合において、Aに対して固定資産税の全額減免を行ったときの各共有者が納付すべき固定資産税の額は、次のとおり。

【A】0円

【B, C, D】100万円(連帯納税義務) - 100万円 × 1/4 (Aの持分) = 75万円

② 民法改正を踏まえた連帯納税義務の見直し

連帯債務者の1人に対する履行の請求等については、民法改正により、旧民法第434条、第437条及び第439条が削除され、新民法第441条が適用されることとなる。地方税における連帯納税義務は民法における連帯債務に関する規律に準拠することを基本としており、新地方税法第10条においても、新民法の連帯債務に係る規定のうち公法上の債権である租税債権に係る部分を準用している。

したがって、課税庁が連帯納税義務者の1人に対して地方税の督促や減免を行った場合には、他の連帯納税義務者に対しては、原則としてその効力が生じないこととなる点に留意が必要である。例えば、上記の固定資産税の減免の例では、民法改正後は、連帯納税義務者のうち1人に対して固定資産税の減免を行った場合には、新地方税法第10条において準用する新民法第441条の規定により、原則として他の連帯納税義務者に対しては減免の効力が生じないこととなる。

なお、新民法第441条ただし書において、本来は相対的効力事由である連帯債務者の1人に生じた事由について、例外として、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思を表示したときはその意思に従うこととされている。新地方税法の運用においても、

課税団体及び他の連帯納税義務者の1人が別段の意思を表示した場合には、この例外的な取扱いが準用されるものである。課税団体が例外的な取扱いをしようとする場合には、例えば、上記の固定資産税の減免の例では、課税庁が直接他の連帯納税義務者に「別段の意思」を確認するほか、減免を受けようとする者に対し、「別段の意思」を記載した減免申請書に他の連帯納税義務者の署名を記載させ、又は「別段の意思」に関する他の連帯納税義務者の申立書を減免申請書に添付させること等が考えられる。

③ 適用関係

民法改正に伴う地方税法改正の施行日は令和2年4月1日であるが、施行日前に生じた連帯納付義務又は連帯納入義務については、なお従前の例によることとされている（整備法第111条第1項）。したがって、例えば、上述の固定資産税の例では、各年度分の固定資産税は当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日としていることから、令和2年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によることとなるため、旧地方税法第10条において準用する旧民法の規定によることとなる。